

法科大学院における情報公開

～シラバス公開を巡る議論を中心に～

中網 栄美子

- I はじめに シラバス公開をめぐる議論
- II 行政機関による指針
- III 認証評価三機関における評価
- IV 法科大学院ホームページでの公開状況
- V 法曹養成対策室での収集状況とデータベース
- VI おわりに シラバス公開をめぐる課題

I はじめに シラバス公開をめぐる議論

シラバス (Syllabus) とは、「授業科目名、担当教員名、講義目的、講義概要、毎回の授業内容、成績評価方法、教科書や参考文献、履修する上での必要な要件等を詳細に記した授業計画」¹である。中央教育審議会の答申（「法科大学院の設置基準等について」2002年8月5日）には、(5)教育内容・方法等の⑤成績評価等の中で、「法科大学院の課程において専門職学位にふさわしい質の高い充実した教育を行うためには、その前提として、法科大学院の学生が在学期間中その課程の履修に専念できるよう、授業方法や年間の授業計画、科目毎の授業内容、成績評価方法をシラバス等により詳細に明示した上で、厳格な成績評価及び修了認定を行うことが必要である。」と記されている。これを受けて、現在74校全ての法科大学院においてシラバスが作成されており、日本弁護士連合会法曹養成対

策室では毎年5月～6月の時期に各校へ提供をお願いし、その収集・調査を行っている。

シラバスがその内容の中に、先に述べた授業科目名、講義目的、講義概要…等を含むものであるとしても、それをどの程度「詳細に」記すかは各校の、そして同一法科大学院の中でも各担当教員の裁量の幅が大きく、多様である²。また、作成されたシラバスにつき、当該法科大学院内だけではなく、一般にも公開するかどうかという対応も異なっている。後者のシラバス公開をめぐり、法曹養成対策室では毎年議論するところである。そもそもシラバスは何のために誰のために作成するのかという疑問を出発点とするが、一つには法科大学院での教育の質や透明性を高め、かつ、これから法科大学院をめざす者への情報提供の目的から、広く一般に公開することが望ましい、という考えがある。他方、公開するという方向性については反対しないながらも、シラバスというのは各教員の創意工夫が盛り込まれた、いわばその一部に「企業秘密」をも内包するものであり、それを公開するよう外部から圧力をかけるのは望ましくない、という考えがある。

この議論はシラバスに盛り込まれる情報量によっても変わってくる。すなわち、基本項目のみを箇条書きに記してp1～2程度にま

1 シラバスに関する「 」部分説明書きについては、文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」（文部科学省報道発表平成21年3月31日p8）などを参照。

とめたものであるならば「企業秘密」と呼ぶべきものは少ないであろうが、学内電子システム上などに基本シラバスのみならずそれとリンクする形で担当教員が個人作成・収集したレジュメや資料、論文等まで記載してあれば、これは多分に教員の創意工夫が盛り込まれた「企業秘密」を含む内容ともいえよう。法科大学院が2004年にスタートして5年が経ち、毎年のこととしてルーティン化している部分もあるとはいえ、授業シラバス及び教材の作成は多くの教員にとって苦勞するところである。そのため、教員としては他の教員たちと意見交換や情報交換をしたいと考えるが、その一方で、自分が苦勞して作成したシラバスの極意や教材のノウハウが右から左へと渡っていき、広まってしまうことについては、いささかならず抵抗感があるかもしれない。

本稿ではシラバス公開をめぐる現状と課題

をふまえ、望ましい公開のあり方を模索したいと考える。

II 行政機関による指針

大学の情報公開の促進については、平成16年に出された「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）³の中に既に盛り込まれている（以下、該当部分のみ抜粋）。

3 情報公開の促進

(3) 大学の情報公開の促進

大学の情報公開については、大学設置基準第2条の2において「大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によつて、積極的に情報を提供するものとする。」とされているが、提供すべき情報の

2 シラバス・フォーマット例。実際のシラバスを参考にしてフォーマットのみを抽出した。

(※編集の都合上、一部各項目名やレイアウトを改変)

大学A			大学B			大学C			
科目名	担当教員	時期	科目名	学期	授業形態	科目番号	科目群	科目群	担当教員
			担当者	単位数	履修年度	講義名	必修・選択・選修	単位数	
科目群	コース/年次		科目の目的と概要			年次		学期	
科目の目的・内容			授業方法			講義の目的・ねらい・進め方			
成績評価の方法・基準			授業内容	テーマ・ねらい	講義の内容(概略)	授業の構成			
教科書			1			第1回			
参考文献			2			第2回			
授業計画			3			第3回			
第1回			4			第4回			
第2回			5			第5回			
第3回			6			第6回			
第4回			7			第7回			
第5回			8			第8回			
第6回			9			第9回			
第7回			10			第10回			
第8回			11			第11回			
第9回			12			第12回			
第10回			13			第13回			
第11回			14			第14回			
第12回			15			第15回			
第13回						教材等			
第14回			成績評価方法・基準			筆記試験			
第15回			受講の前提/他科目との関連			平常点			
			教科書			レポート			
			参考文献			成績 A・B・C・D・F 合格・不合格			
						開講年度			

3 <http://www8.cao.go.jp/kisei/siryo/040319/2-2-05.pdf> p6 参照

内容については具体的に義務付けされていないところである。

したがって、教育環境、研究活動、学生の卒業後の進路、受験者数、合格者数及び入学者数を含む入学者選抜に関する情報など、大学設置基準第2条の2における「教育研究活動等の状況」として望ましい具体的な内容を通知等において明確に示すことにより、当該大学に関する情報全般を大学が情報公開することを促進する。

また、通知等において示された「教育研究活動等の状況」として望ましい内容について公開状況を毎年調査し、情報公開が進まない場合は、その更なる促進方策を講ずる。

この後、中央教育審議会は「我が国の高等教育の将来像」という答申（平成17年1月28日）を出し、「第2章 新時代における高等教育の全体像」の中で次のように述べている（以下、該当部分のみ抜粋）。

4 高等教育の質の保証

(1) 保証されるべき「高等教育の質」

○本来、保証されるべき「高等教育の質」とは、教育課程の内容・水準、学生の質、教員の質、研究者の質、教育・研究環境の整備状況、管理運営方式等の総体を指すものと考えられる。したがって、高等教育の質の保証は、行政機関による設置審査や認証評価機関による評価（「認証評価」とは、すべての国公私立の大学等が、文部科学大臣の認証を受けた第三者評価機関による評価

を受ける制度をいう。以下同じ。）のみならず、カリキュラムの策定、入学者選抜、教員や研究者の養成・処遇、各種の公的支援、教育・研究活動や組織・財務運営の状況に関する情報開示等のすべての活動を通して実現されるべきものである。

(5) 評価結果等に関する情報の積極的な開示及び活用

○教育内容・方法、財務・経営状況等に関する情報や設置審査等の過程、認証評価や自己点検・評価の結果等により明らかとなった課題や情報を当該機関が積極的に学習者に提供するなど、社会に対する説明責任を果たし、当該機関自身による質の保証に努めていくことが求められる。

○具体的には、例えば、ホームページ等を活用して、自らが選択する機能や果たすべき社会的使命、社会に対する「約束」とも言える設置認可申請書や学部・学科等の設置届出書、学則、自己点検・評価の結果等の基本的な情報を開示することが求められる。

具体的にどのような情報を提供すべきかについては、文部科学省から各大学に宛てて通知が出されている⁴。例えば、前述の平成16年3月19日閣議決定や平成17年1月28日中教審答申を受け、平成17年3月14日には「大学による情報の積極的な提供について」（16文科高第958号）という通知が出されている⁵。さらに、大学の教育研究活動に関する情報

4 文部科学省>大学の教育内容・方法の改善に関するQ&A (http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/index.htm) の中には、

「Q4. 大学の教育研究活動に関する情報提供については、どのような項目がどの程度行われているのでしょうか。」という質問に対する回答の中で、「具体的に情報提供すべき事項については、文部科学省から各大学あての通知において、大学の設置の趣旨や特色、開設科目のシラバス等の教育内容・方法、教員組織や施設・設備等の教育環境及び研究活動に関する情報、当該大学に係る各種の評価結果等に関する情報、学生の卒業後の進路や受験者数、合格者数、入学者数等の入学者選抜に関する情報等を例示している」とある。

5 http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/08030410.htm 参照

提供については、平成 19 年に学校教育法が改正⁶され、新たに第 113 条「大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。」が加えられた。

2009 年 8 月 14 日付共同通信によると、大学の情報公開指針作りへ、文部科学省は公開項目や方法を定めた指針を作ることをきめ、同年秋から中教審部会で議論が行われることとなった⁷。文科省は、「社会への説明責任を果たすために積極的な情報公開が必要」として、これを推進していく方向だが、シラバスの公開がこれにどのような形で盛り込まれるか、議論はこれからである。

Ⅲ 認証評価三機関による評価

法科大学院の認証評価機関としては、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）、財団法人大学基準協会（以下「協会」という。）、財団法人日弁連法務研究財団（以下「財団」という。）の 3 機関がある。法科大学院など専門職大学院は、教育課程、教員組織等その他教育研究活動の状況について、5 年以内ごとに認証評価を受けなければならない、とされている（学校教育法第 109 条第 31 項、学校教育法施行令第 40 条）。情報公開について、各機関の評価項目は次のようになっている。なお、以下の項目は 2010 年改正前のものである。

独立行政法人大学評価・学位授与機構

9-3 情報の公表

9-3-1

法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されること。

9-3-2

法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

解釈指針 9-3-2-1

教育活動等に関する重要事項を記載した文書には、次に掲げる事項が記載されていること。

- (1) 設置者
- (2) 教育上の基本組織
- (3) 教員組織
- (4) 収容定員及び在籍者数
- (5) 入学者選抜
- (6) 標準修了年限
- (7) 教育課程及び教育方法
- (8) 成績評価及び過程修了
- (9) 学費及び奨学金等の学生支援制度
- (10) 修了者の進路及び活動状況

※機構では、「Ⅰ 認証評価結果」のほかに、「Ⅱ 章ごとの評価」を記述している。「Ⅱ 章ごとの評価」では章ごとに「1 評価」(基準を満たしているかどうか)、及びその「根拠理由」を明らかにしている。さらに、「2 優れた点及び改善を要する点等」において、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れた点、特色ある取り組み、改善を要する点等を記述し、「3 章全体の状況」では 4 段階⁸の判

6 2007 年には、学校教育法ほか、地方教育行政法、教員免許法の、いわゆる教育関連三法が改正された。学校教育法の概要としては、(1) 各学校種の目的及び目標の見直し等、(2) 副校長その他の新しい職の設置、(3) 学校評価及び情報提供に関する規定の整備、(4) 大学等の履修証明制度、(5) その他関係法律の一部改正が挙げられている。なお、同教育関連 3 法の改正については、国の教育内容に関する影響力をめぐって心配する声も出ている（例えば、日弁連は同年 6 月 20 日会長声明で「国の教育内容統制を進行させることになるおそれが極めて高いものである」と述べている。

7 「大学の情報公開指針作りへ 文科省、項目や方法を検討」(47News, 2009/08/14 06:21 【共同通信】など)。

断記述に当てはめて、最も適切と判断したものを記述している。

機構は平成 19 年度に 9 校、平成 20 年度に 16 校の法科大学院認証評価を行っているが、上記 9 章について全校が「すべての基準を満たしている」という評価を受けている。評価書中、【改善を要する点】や【特記すべき点】という記載項目があるが、ほとんどの法科大学院が「特になし」となっている。【改善を要する点】については、平成 19 年度については、千葉大学と上智大学に、平成 20 年度については明治大学、神戸学院大学の 4 校について指摘され、【特記すべき事項】については明治大

学にのみ指摘されたに留まっている⁹。

財団法人大学基準協会

10 情報公開・説明責任

法科大学院は、透明性の高い運営を行うとともに、自らの諸活動の状況につき、社会に対し積極的に情報公開を努め、その説明責任を果たすことが必要である。

※協会の基準によると、

レベル I は「法科大学院に必要とされる最も基本的な事項」、◎は法令等の遵守に関する事項、○は「大学基準協会が法令に準じて大学院に求める基本的事項」とされる。

評価の視点

項目	評価の視点	レベル	
		I	II
(情報公開・説明責任)	10-1 法科大学院の組織・運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか。	○	
	10-2 学内外からの要請による情報公開のための規程および体制は整備されているか。	○	
	10-3 現在実施している情報公開は、説明責任の役割を適切に果たしているか。		○

- 8 4 段階とは次の通り。
- ・当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、優れた状況である。
 - ・当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。
 - ・当該章の基準のすべてを満たしているが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、改善を要する状況である。
 - ・当該章の基準のうち、満たしていない基準があり、章として問題がある。
- 9 千葉大学、上智大学、明治大学とも
- 【改善を要する点】○ 一部の授業科目において試験答案が保管されていないため、評価の基礎となる情報については、すべての授業科目について適切な方法で保管する必要がある。
- 神戸学院大学【改善を要する点】○ 一部の授業科目において試験答案（小テスト）が保管されていないため、評価の基礎となる情報については、すべての授業科目について適切な方法で保管する必要がある。
- 明治大学 【特記すべき事項】○ 評価の基礎となる情報の一部について、提出に時間を要したものがあることから、評価機関の求めに応じて、すみやかに提出できるよう、評価の基礎となる情報の保管方法及び業務体制の整備に努めること。

○の事項に問題がある場合は、勧告が付されるが、重大な問題がある場合や、多くの点で問題がある場合は、認定されなくなる。評価としては、認定の可否、勧告、問題点勧告、問題点（ただし、重大な問題点がある場合は認定の可否）がある。

レベルⅡは「法科大学院が行う教育研究の質を今後も継続的に維持・向上させていくために点検・評価することが高度に望まれる事項」であり、こちらはレベルⅠのような◎と○の区別はなく、○のみとなっている。評価方法としては、問題点または長所を付す場合がある。

協会は、平成19年度に2校、平成20年度に14校の法科大学院認証評価を行っている。情報公開・説明責任については、(1)法科大学院基準の各評価の視点に関する概評、(2)長所、(3)問題点(助言)、(4)勧告という構成になっているが、上記項目で(2)長所や(4)勧告が付された法科大学院はなかった。但し、(3)問題点(助言)については、数校が指摘を受けている。最も多くの法科大学院で求められたのが、10-2に関する内容で、情報公開規程の制定とそれに基づく実施体制に関する評価である¹⁰。これによれば、学内

外の要請による情報公開の規程について整備されていなかったり、情報公開の対象が不十分であったり、実施体制が確立していなかったりという問題を数校が抱えていたことが読み取れる。

財団法人日弁連法務研究財団

1. 運営と自己改革

1-3 情報公開

- 1-3-1 教育活動等に関する情報を適切に公開し、学内外からの評価や改善提案に適切に対応していること(多)。

(注)

- ①「教育活動等に関する情報」とは、基本方針、入学者選抜の基準・方法、教員や職員の体制、カリキュラム、シラバス、教え方、学生(在籍者数、収容定員数)、奨学金等の学生支援体制、施設や設備環境、成績評価や修了認定の基準や判定手続、自己改革の取り組み等、法科大学院の教育研究活動の改善に向けて必要十分な情報、また入学志望者や修了生の就職先等、社会がその法科大学院を評価するために必要・有益とされるであろう十分な情報をいう。
- ②「学内外からの評価や改善提案に適切に対応している」とは、公開された情報や情報公開

10 情報公開に関し、問題点(助言)を指摘された法科大学院は以下の通り(いずれも平成20年度)。

- 駿河台 情報公開全般についての規程の整備については、大学全体として検討中ということであり、今後、確実な整備が望まれる。
- 中京 学内外からの要請による情報公開のための規程を整備することが望まれる。
- 桐蔭横浜 学校法人桐蔭学園情報公開規程では公開対象が財務情報に限られているので、その対象範囲を広げることが望ましい。
- 南山 説明責任の役割をより適切に果たすために、全学的な情報公開のための規程の整備が望まれる。
- 広島修道 学内での情報公開請求への対応を含め、情報公開に関する一般通則を規程として整備する必要がある。
- 大阪学院 情報公開のための規程は整備されていないため、公開の範囲等の基準・手続・担当組織等をより明確に提示した規程の整備が望まれる。
- 神奈川 2008(平成20)年度に独自の情報公開基準の内規を策定予定とのことであるので、その実現が望まれる。
- 関西 学内外からの要請による情報公開のための正式な規程や体制を整備することが望ましい。
- 関東学院 情報公開に関する規程の整備が望まれる。
- 甲南 「甲南大学学則」に基づき情報公開に努めているものの、情報公開についての規程が十分整備されておらず、情報公開に関連する規程の整備が望まれる。
- 東北学院 情報公開のための規程が未整備であるため、学内外からの情報公開請求に備えて規程を整備することが望まれる。
- 日本 情報公開のための規程の整備が望まれる。

の範囲・方法についての質問、意見、要望、改善提案等に、法科大学院として適切に対応していることをいう。

※財団の基準によると、判定については合否判定（適合／不適合）と多段階評価（A+, A, B, C, D）の2種類がある。評価基準は◎法令由来基準（設置基準等の法令に由来する評価基準）、●追加基準A（法令由来基準以外で重要な評価基準。充足が必須。）、○追加基準B（法令由来基準以外で、充足が望ましい評価基準）の3種類がある。

財団は平成18年度に2校、平成19年度に11校、平成20年度に14校の法科大学院認証評価を行っている。情報公開の項目1-3については多段階評価を行っているが、これまでの27校の内、A評価が8校、B評価が18校、C評価が1校でD評価を受けたところは0校である。C評価を受けた1校については、入試制度に関する情報公開が不十分であること、外部からの評価受入の仕組みが確立していないことが問題とされた¹¹。

以上、三機関についてみてみると、いずれも情報公開の有無・程度が評価対象となっており、各法科大学院の状況が審査されていることがわかる。ただし、情報公開に関する項目で不適合とされる法科大学院は少なくとも平成20年度までの段階では見られない。本稿で問題としているカリキュラムの公開状況については、機構の評価を見る限り、情報公開に関する項目の評価で指摘されるところは少なく、各法科大学院の進んだところや遅れたところを必ずしもはっきりと読み取ることができない。協会については、情報公開の規程

を整備することが項目に盛り込まれ、この点が不十分な法科大学院に助言が付されているが、他方で、長所や勧告については全く記載がない。これは法科大学院の情報公開状況がほぼ横並び状況にあり、特筆すべき長所や、勧告まですべき短所がないせいなのか、どこまでを審査対象としているのか必ずしも明らかではない。財団は、「教育活動等に関する情報」の適切な情報公開を求めている。この「適切な」のスタンダード・レベルをどこに設定するかが、恐らく議論となったところであろうが、平成20年度までの結果として、情報公開項目で悪い評価を受けたところはほとんどない。つまり、シラバスの公開を、法科大学院の認証評価から求めるのは現段階では難しいことが伺える。

法科大学院の認証評価は平成21年度をもって一巡するが、次のサイクルに向かって現在三機関で評価基準の見直しが行われている。中教審大学分科会法科大学院特別委員会でも議論されており、「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」¹²の中には次のように言及されている。

○今後、各法科大学院においては、例えば、入学者選抜、教育内容、教員及び司法試験をはじめとする修了者の進路等の情報を一層、積極的に提供していく必要がある。（p29）

この内、教育内容等に関するものの例示として「カリキュラム、到達目標、進級・修了基準・進級率」が挙げられている。報告書中にシラバスという言葉はでてこないが、カリキュラムの中に内包すると捉えられ、情報公開促進への動きがあることが認められる。ただし、どのレベルをスタンダードとして設定

11 久留米 当該法科大学院は、ほぼ一般的な情報公開の方法を採用しているが、入試制度に関連して、転入学の手続及び社会人等優先合格枠についての情報公開が不十分であり、改善が必要である。また、外部からの評価、改善提案を受け入れる仕組みが確立していない。

12 「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について」（報告）平成21年4月17日（文部科学省TOP>政策について>審議会情報>中央教育審議会>大学分科会>法科大学院特別委員会 中に報告書PDFあり）。

するのは明らかでなく、今後の改訂が注目される。

IV 法科大学院ホームページでの公開状況

シラバスを公開すべきか、公開するとして何かどこまで載せるか、という議論は未だ一つの結論をみないが、一方で誰にでも見られる形で公開していこうという動きがあることもまた事実である。本章では、各法科大学院のホームページにおけるシラバス公開状況について紹介する。筆者が2009年8月の最終週に法科大学院全74校のホームページについて調査したところ、シラバスを掲載しているところは34校(国立12校・私立22校)あり、これは全74校中の約46%にあたる(調査結果とHP参照先については論文末別表参照)。もっとも、何をシラバスと呼ぶか(どの程度の内容までを必要とするか)については議論があるところであり、別表に挙げた34校についても同様ではない。

シラバスを掲載していなくても、ほぼ全ての法科大学院でカリキュラム一覧や時間割表を掲載しており、ここから授業科目名、担当教員、開講時期、単位数など情報を得ることができる。但し、更に進めて、教員情報ということになると、専任教員については略歴・研究業績等が掲載されていることが多いのに対し、非常勤教員については氏名と実務家・研究者の別のみしか掲載されていないことも少なくない。基礎法・隣接科目や展開・先端科目については非常勤教員が受け持つことも多いが、担当者名が記載されるのみで教員情報が掲載されない場合がある。そのため、特に非常勤教員が受け持つことの多い基礎法・隣接科目や展開・先端科目についてはHPの公開情報で得られる情報は限定的となっていると言わざるをえない。

2004年に法科大学院が設立された当初は

ホームページの整備が追いつかない所も多数見られ、掲載情報に粗があったり、デザインに「しろと」さが出ていたり、システムが不安定であったりと問題があった。2010年の今日では法科大学院の生き残りをかけて、広報も一つの戦略となるのか、掲載内容を充実させ、「見せ方」を工夫する大学が増えてきた。全体的な傾向として質・量ともにより良い方向に動いていると考えられる。しかしながら、シラバスの公開問題については、楽観視できる状態にはない。そもそもHPで公開すべきや否やの問題があり、次に公開するとしても「どのように公開するか、どこまで公開するか」という問題が続いてくる。現在公開中のシラバスについてみると、「どのような教育方法/授業を行っているか」と「外部の人間にも分かりやすい形で公開されているか」という視点で見ると、次のような幾つか辛口の指摘をせざるをえない。

①PDFでの公開について

各法科大学院では新入生・在学生の科目登録に備えて毎年シラバスを作成している。全面的に電子媒体に移行した法科大学院も数校出ているが、ほとんどが紙媒体(冊子体)でシラバスを作成している。この紙媒体のシラバスをPDF化してWeb上に公開する方式が数校で見られる。Web上に掲載する方法としては簡便であるため、大学事務方の負担が少ないという利点がある一方、利用者側にとってはやや使いにくいものである。ことに、シラバスを一冊まるごとPDF化してそのまま掲載している場合は、ファイルを開くのに時間がかかったり、調べたい担当教員の授業科目や授業内容まで辿りつくのに時間がかかったりする。中規模以上の法科大学院で、ある程度開講科目が多い大学は冊子体の頁が100頁以上にもなるため、シラバスを科目群別に分けたり、科目名一覧とリンクさせてそこから当該ページにジャンプできたり、という方法を

検討していただけたらと思う。

②シラバスの所在について

今回の調査では、法科大学院のTOPページから入って、シラバスが掲載されているかどうか確認し、掲載されている場合にはそこに辿りつくまでのルートを一覧中に示した。シラバスが「知っている者だけが辿り着ける」場所に掲載されているのでは本来の目的を果たしているとはいえない。法科大学院について初めて調べてみようという者が「容易に辿り着ける」場所に公開されているかという、情報のアクセシビリティを問うてみたい。通常は「教育内容」や「カリキュラム」という項目から入っていくが、最初の入り口がわかりにくい場合もある。また、法科大学院のTOPページにリンクが張ってあるが、シラバス自体は大学本体のシステムに統合されている場合がある。今回の調査では、東洋大学（Webシステム）、明治大学（Oh-o!Meiji System）、龍谷大学、同志社大学、甲南大学などが統合的なシラバスDBを用いていた。統合DBは恐らく学内者にとっては利用しやすいものだが（学生が他学部や他研究科の授業や共通科目授業を履修することがあるため）、法科大学院単体のシラバスを調べたい時にはやや煩雑なところがある。学外・一般向けにはリンクを工夫したり、注記を入れたりしていただけると助かる。

③シラバスの情報量について

シラバスの情報量について、各法科大学院で差異があることは先に述べたが、概ねA4にして2枚程度のものが多い。同じ法科大学院であっても、担当講師によって情報量が異なり、同じ担当講師であっても、担当科目によって情報量が異なるのは珍しいことではな

い。シラバスと言うためには例え項目を列挙しただけとしても授業計画は載せていただきたいところである。積極的に情報公開しようという好例として、例えば京都産業大学ではシラバスのみならず、講義レジュメや小テスト、レポートなども一部公開している。他方、シラバス公開といっても、そこにレジュメや教員・（同一科目を担当する）教員グループが独自で作成した教材までも含めるべきか否かは判断のわかれるところなので、学内向けと学外向けでシラバスの情報量に差が出るのも、ある程度はやむなしとすべきかもしれない。

最後にシラバス公開に関する若干の課題としては、「Web上で公開する以上、誰が見るかわからない＝誰でもみることができる」という点に留意すべきである。例えば、学内向けに作成したシラバスをPDF化してWeb上に掲載するのは良しとしても、その中に不特定多数の相手に公開することが必ずしも望ましくない情報まで入ってしまったかどうかを精査する必要がある。具体的には、教員のEメールアドレス、研究室の所在、内線番号などの情報である。学内でこれらの情報の公開についてコンセンサスが得られているのであれば問題ないが、そうでなければ教員の研究・教育環境への配慮や、そして今日では安全への配慮も必要となろう。

V 法曹養成対策室での収集状況とデータベース

日弁連法曹養成対策室は、法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度が実現したことを受けて、2003年（平成15年）3月1日に設置された室であり、（日弁連）法科大学院センター¹³など関連する会内の委員会等と連携し、必要な対策を検討し、所要の事務を行うこと

13 日弁連法科大学院センターは会内特別委員会の一つ。2000年12月に法科大学院設立・運営協力センターとして設置された（後に現在の法科大学院センターと改称）。詳細は「日弁連HP＞委員会活動＞法科大学院・法曹養成の取り組み」参照。

を任務としている¹⁴。法曹養成に関わる各種情報を調査・収集し、主として会内及び会員向けに提供している。2004年の法科大学院設立当初より、アンケート調査を実施し、各法科大学院の教員数、ティーチング・アシスタント（TA）及びアカデミック・アドバイザー（AA）等の支援体制、在籍学生者数（後に修了者数も）等の調査を行い、併せて各法科大学院からシラバス（講義要項）・入試要項・パンフレット等の提供を受けている。

法科大学院の情報については、前章でもみたようにHP上で公開されている部分だけでは十分ではない。「実務と理論を架橋する教育」を行うべき法科大学院では、従来からの研究者教員と実務家教員がいかに協働して教育を行うかが課題とされており、教育体制・教育方法・教育内容の現実がいかなるものであるかを把握することは室として重要な任務であると考えられる。例えば、教育体制をみる上で、教員数や教員の履歴（プロフィール）、研究業績を調べる必要が生じるが、HP上でとれる情報の大半は専任教員に関するものだけであり、非常勤教員やTA・AAの状況まで詳しく調べることはできない。また、専任教員といっても、学部との重複専任¹⁵やみなし専任¹⁶がいる現況では、専任教員として公開されている「数」だけで教育負担の実情を計ったり、他大との単純比較をしたりすることはできない。また、男女共同参画との関係から、各法科大学院中に女性教員が何名いるかとい

う、いわゆるジェンダー・バランスの問題も別の観点から注目される場所であるが、HP上の公開資料からでは十分把握できない。

教育方法については、双方向・多方向的授業¹⁷が求められているが、その実施状況をみる上で、個々の授業がどのような講義形態をとっているのか（講義形式なのかゼミ形式なのか、複数教員によるオムニバス形式なのか、実務家と研究者の協働授業なのか、判事・検事・弁護士のいわゆる法曹三者実務家教員の協働授業なのか）などの情報を求めたい。教育内容については、各回の授業がどのように構成され全体として何をどこまで教えているのか、学期・学年を重ねるごとに内容的にどのように深化してゆくのか、法律基本科目と実務基礎科目がどのように有機的連携して構成されているのか、などの情報を求めたい。

法律基本科目については、例えば民法（総則）や刑法総論のように、科目名から在る程度内容を想像できるものもあるが（但し、これについても従来の法学部教育のシフトではありえない）、2年3年次に多い演習科目（「民事法総合」や「刑事法応用演習」など）科目名からだけでは具体的イメージが湧きにくいものもある。実務基礎科目について現状は、法科大学院ごとに多様であり、例えば「ローヤリング」「模擬裁判」「法文書作成」等の授業科目名が同じであっても、その中で何を教えるかについては各法科大学院が独自色を出している。もっとも、実務基礎科目群全体を

14 日弁連法曹養成対策室規則（平成15年2月21日規則第83号）（日弁連HP>日弁連のご紹介>日弁連関係法規集>第4部：規則>法曹養成対策室規則 参照）。併せて、法曹養成対策室報第1号（2006年3月）「はじめに」（中西一裕）参照のこと。なお、法曹養成対策室報は冊子で刊行されたもののほか、Web上でもPDFでご覧いただくことができます（日弁連TOP>広報・出版物の案内>法曹養成対策室報）。

15 ここで述べる「重複専任」とは、「専門職大学院の専任教員のうち、学内の他の学部又は大学院の専任教員の数に算入する専任教員（専門職大学院設置基準附則第2項）」をいう。

16 ここで述べる「みなし専任」とは、「専門職大学院において、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者（平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項）」をいう。

17 「教育方法については、少人数教育を基本として、事例研究、討論、調査、現場実習その他の適切な方法により授業を行うものとし、双方向的・多方向的で密度の濃いものとする。」（平成14年8月5日「法科大学院の設置基準等について」答申）。なお、双方向的とは主として教員と学生の、多方向的とは教員＝学生のみならず学生間の質疑応答や議論をも含んだ対話型授業を想定している。

みたとき、「民事実務の基礎」、「刑事実務の基礎」、「法曹倫理」の中で何を教えるべきかについては、中教審特別委員会の中でコア・カリキュラムの策定が進められている。日弁連でも、会内法科大学院センターの中に設けられた「民事実務教育研究会」や「刑事実務教育研究会」¹⁸で議論が続けられ試案が作られている。

以上のことから、対策室ではHPだけではなく、シラバスに掲載される情報についても当初から重視し、これをもとに試行錯誤を重ねながら、法科大学院（弁護士）実務家教員データベースを作っている。同データベースは、弁護士実務家教員に関する情報のうち、氏名、所属弁護士会、登録番号、法科大学院名担当教科を請求のあった会員に対して開示するものである（公開の有無については各教員から事前に了承を得ている）。室には、「〇〇科目を教えている教員はどの位いるか」、「□□科目を担当している弁護士実務家教員には誰がいるか」、「〇〇大学法科大学院の□□科目を

担当している弁護士は誰か」などの問い合わせが寄せられることがある。主として会内機構や会内委員会向けに情報提供しているが、会員からの開示請求にも対応している（情報開示については日弁連実務家教員情報開示規則¹⁹参照のこと）。アンケートについては、会内の委員会（法科大学院センター、司法修習委員会など）に報告するほか、概要を『弁護士白書』に掲載している²⁰。

シラバスの収集については、2004年当初に比較すると2009年現在の収集率は高くなったといえるが、依然74校全てを網羅しきれていない²¹。その理由はシラバス提供を拒否する法科大学院が毎年数校在るのと、シラバスが紙媒体から電子媒体に移行し外部からアクセスできないシステムになっていることが主たる理由として挙げられる。シラバス提供がなかった法科大学院は2008年で4校、2009年で3校であった。これらの大学についてはむろんHP上にもシラバスに関する掲載がないため、教育体制や教育内容、非常勤教員な

18 「民事実務教育研究会」、「刑事実務教育研究会」に関するお問い合わせは事務局日弁連法制第1課まで。
 19 日弁連実務家教員情報開示規則（平成17年5月6日規則第104号）（日弁連HP>日弁連のご紹介>日弁連関係法規集>第4部：規則>実務家教員情報開示規則 参照）。なお、開示請求権者は「日弁連の会員」となっている（第2条）。会員が情報開示を求める場合は「実務家教員情報開示についての請求書」に必要事項（請求者区分、請求者氏名、登録番号、所属弁護士会名、送付先住所、開示請求する情報の範囲）をご記入いただき、日弁連まで提出していただいている。

20

『弁護士白書』法科大学院関係記事一覧（2004～）

2004年版	第1編特集 多様化する弁護士業務	第1章 法科大学院の実務家教員	p2-p7
2007年版	特集2 法科大学院の現状	第1章 法科大学院の状況	p36-41
		第2章 実務家教員の取り組み	p42-57
		第3章 認証評価	p58-60
		第4章 法科大学院の今後	p61-70
2008年版	第2編 弁護士の活動状況	第3章 弁護士の活動領域 5 法科大学院における弁護士実務家教員の状況	p176-178

どにつき外部から知ることが難しくなっている。

次に、対策室へシラバスを提供してはいただいたものの「公開不可」という条件が付いている所が4校ある。シラバスを提供していただく際の注意事項として、法曹養成対策室では「原則」シラバスを公開情報として扱う旨明記している。同室は日弁連の事務機構の一つを担っており、基本的には執行部（正副の会長や総次長）からの諮問や会内委員会への協力要請に対応することを業としているが、会員からの法曹養成に関する個別的な問い合わせについても可能な限り対応するよう努めている。したがって公開可のシラバスにつき会員からの要請があれば閲覧・複写を認めている（要「法科大学院シラバス閲覧・謄写について」申請書の提出）²²。法科大学院が「公開不可」を希望する場合は、アンケートにその旨を記入していただいている。公開不可の場合は、対策室と関連する会内部署及び委員

会にのみ利用が限定され、その結果は外部に公表しないことになっている。

シラバスが各法科大学院の教育体制や教育内容を知る上で重要な資料の一つとなることは先に述べたが、以上見てきた通り、法曹養成対策室でも全74校を把握しきれていないのが現状である。室で収集する情報は紙媒体や電子媒体資料に限らず、実際に法科大学院で教べんをとっておられる実務家教員の方から直接情報を得る場合もある。例えば、会内法科大学院センターや付属の研究会には弁護士実務家教員の方が多く委員や幹事として参加しており、定期的に意見交換を行っている。また、日弁連法務研究財団認証評価事務局とも互いの守秘義務に抵触しない範囲において定期的に意見交換を行っている。しかしながら網羅的とはいえない部分が残っており、情報収集をした後の整理・分析・公表について課題を残している。室としてもこの点、努力を重ねなければならないことを自覚している

21 2009年度シラバス収集状況

☆シラバス提供なし

2009年度（3校）新潟大学、名古屋大学、愛知学院大学

☆シラバス提供あり

非公開の取扱い（当連合会内の各委員会や研究会の参考資料のみとしての利用に限定）

2009年度（4校）京都大学、首都大学、関西大学、久留米大学

22 法科大学院シラバスの閲覧・謄写を希望する場合は、申込書に氏名・登録番号、住所、ご所属（弁護士会・法科大学院）、謄写の有無（閲覧のみ、または、閲覧・謄写を選択）、閲覧・謄写の範囲、閲覧・謄写の目的を記入の上、提出していただいている。申込書については前述法制1課にお問い合わせのこと。なお、室で保管するシラバスの閲覧・謄写申請があった際には次の注意事項を明示している。

※「シラバスの閲覧・謄写にあたって」

以下の点について十分ご留意いただくとともに、徹底してください。

- 1 シラバスは当室内において閲覧してください。
- 2 閲覧・謄写の対象は各法科大学院から当室にご提供いただいたシラバスのうち、2007年度版以降のシラバスとなります。
なお、一部提供不可・非公開のシラバスがありますので予めご了承ください。
（日弁連内の法曹養成関連委員会の業務のために非公開シラバスの閲覧・謄写を希望される場合には、その旨を明記してください。）
- 3 当連合会会員の方以外からの申請の場合には、個別に検討させていただき、閲覧の可否につき追ってご連絡申し上げます。
- 4 閲覧・謄写したシラバスに関する著作権等一切の知的財産権は、各法科大学院及び各教員にありますので、取扱いに際しては、これらを侵害することのないようご注意ください。
日本弁護士連合会では、一切の責任を負いかねます。

が、法科大学院に対してもより積極的な情報公開をお願いしたい。

VI おわりに シラバス公開をめぐる課題

2004年に法科大学院がスタートした時、多くの教員を悩ませたのが教材作成であった。「理論と実務を架橋する」教育が要請されたことから、研究者教員にとっても従来の法学部教育や大学院での研究指導をそのままシフトするものでは許されず、その教育内容をどうするかが大きな課題となったが、新たに法科大学院に参画することになった実務家教員にとっては「民事実務の基礎」、「刑事実務の基礎」、「法曹倫理」、「法情報調査」、「法文書作成」、「ローヤリング」、「エクスターンシップ」、「リーガル・クリニック」などなど従来の法学教育ではほとんど行われてこなかった新たな科目の創設を行わねばならず、生みの苦しみを味わうことになったといえる。設立当初の段階で法科大学院センターが実務家教員に向けて行ったアンケートには、教材提供に関する要望や教材作成チームを組織すべきという意見が目立った。これを受けて同センターでは各種研究会を組織し、教材を作成・提供したり、シンポジウムや意見報告会を行ってその成果を冊子にまとめたりしている²³。

この教材作成で懸案となったのは、誰が実働部隊として主体的に教材作成に携わり、それを世に送りだしていくかということであった。確かに、法科大学院設立に際して、誰しもが新たな法曹養成教育に向けた新たな教材の作成を必要とし、かつ、急務としていた。しかし、会内の委員会なり研究会なりで教材作成を行うことには膨大なエネルギーと時間がかかる。実際に情報（＝教材）の受け手になることは望んでも、その担い手（＝作成者）となることを承諾してくれた方は多くはなかった。弁護士実務家教員の中には、法科大学院での教育に専念するために、弁護士業務を“実質的に”休業する者もいたが、多くは本来の弁護士業務と法科大学院での授業をかけ持ちし、多忙を極めた。無理からぬことかもしれないが、教材作成を担った先生がたの負担は大変なものであったと推察される。

「実務に即した教材であるから、自分の手がけた事案を少し加工し、それをうい得ればそれほど大変ではないだろう」という考えも一部にはあったかもしれないが、実際にその作業を行った実務家教員たちは「そんな単純なものではない」と多くが口をそろえて言うのではなからうか。生の資料は「エクスターンシップ」や「リーガル・クリニック」の場では興味深い教材となり得るかもしれないが、限られた時間の中で民事・刑事の実務基礎や

23 日弁連作成の法科大学院における法曹養成関係教材・資料一覧

タイトル	刊行年月	委員会・研究会
法科大学院「展開・先端科目教材案」	2003年12月	法科大学院設立・運営協力センター
刑事訴訟実務教材（第1集～第4集） *CD-ROM付	2004年1月	法科大学院設立・運営協力センター
民事模擬裁判教材（教材ABC） *CD-ROM付	2005年	（民事模擬裁判研究会）
（報告集）「法科大学院におけるローヤリング科目の教え方～ロールプレイを中心に～」	2008年11月	（ロイヤリング研究会）
（報告集）「ローヤリング科目についての研修会」	2009年4月	（ロイヤリング研究会）
民事模擬裁判教材（教材DEF） *CD-ROM付	2009年4月	（民事模擬裁判研究会）

詳細や入手方法については、「日弁連 TOP > 委員会活動 > 法科大学院・法曹養成の取り組み」参照。

模擬裁判、ローヤリングなどの授業を行うとすると、やはり枝葉の部分は削らざるをえず、当然その中で全体資料の取捨選択と加工が必要になってくる。また、守秘義務の関係からも個人情報に関わる内容や地名、事案の概要等やはりそのまま出すことはできない。したがって、実務教育といっても、そのための教材作成には相当の労力がかかっている。

そうして作成された教材であるが、これらは弁護士実務家教員が「楽しんで授業を行える」ように作られたものではないはずである。あくまで教材は授業内容の一つの目安であり、素材であって、それをどのように用いて教えるかの部分は教員各々の創意工夫に委ねられる。教材が同じであっても、そこから展開される授業は教員ごとにまたクラスごとに変化があるはずである。模擬裁判分科会が教材頒布にあたって利用する教員からのフィードバックを求めた²⁴のも、ただ教材をもらうだけでなく、それをどのように利用し、利用するにあたって実際上好ましかった点と課題とすべき（改善すべき）点があるかどうかのコメントを戻してもらい、それを将来的にまた生かして教材作成をするというサイクルを活性化させんとしたためであった。したがって、他人の労力で成されたものを利用する時、自分の成果を自分の授業の中だけでなく、何らかの形で広く法科大学院教育の中に還元していこうという意識があってしかるべきではないか、という意見に帰着するのである。

翻って、シラバスの公開問題について考える時、法科大学院の情報公開がより一層求められており、その「情報」の中に教育方法や教育内容も含まれる以上、もはや「企業秘密」とばかり伏せておくのは時代遅れと言わざるをえない。法科大学院の質が問われる中で、各法科大学院の各教員がどのような教育を行っているのか、どの授業で何を教えているのか、こういった情報はインターネットなどで容易にアクセスできる形で示されることが望ましい。他方、それではどこまで公開すればよいのかという問題がある。さすがに筆者も長い時間かけて丹念に作り上げた教材やレジュメまで全てフリー・ソフトウェアの如く一般に向けて公開せよ、とまで主張するつもりはない。ただし、シラバス・フォーマット例に示した内容程度のもはホームページに掲載するなり、事務所や図書館に設置して希望者が有れば自由に閲覧させるなりしてもよいのではないだろうか。他人に自分のシラバスをまねされることを厭う教員は確かにいるが、やはり積極的にシラバス情報は公開してしかるべきと考える。他人のシラバスを意識しつつ、教員同士が互いに切磋琢磨することが建設的といえるのではないか。また、教育の質が低いなどという誹りを退けるためにもシラバス公開は基本レベルの必要なアクションであるといえる。

本年2010年度には、どの法科大学院がどこまで情報公開を進めてくるか…何を世に示し

24 民事模擬裁判教材（A・B・C教材）「教材のご利用に当たって」中、下記のような注意書きが与えられている（抜粋）。2. で著作権の帰属先が示し、3. で将来的な教材作成協力を求めている。民事模擬裁判教材（D・E・F教材）にも同様の注意書きがある。

2. 本各教材は完璧なものであるとは考えておりませんので、各教員においてより質の高いものに改編等していただくことを念頭においております。そして、それを当分科会にフィードバックしていただき、より良い教材を再度配布して全国の他の実務家教員がより質の高い授業を実施できることを期待しております。本教材の著作権者は日弁連であり、本教材を使用する各教員が自己の経験・知識ないし授業での反省等を踏まえ、本教材を適宜改編ないしバージョンアップした場合でも、本教材に含まれている部分については、日弁連に著作権がありますので、ご注意ください。

3. 今後、できれば年に最低1～2作は新規教材を順次作成し、皆様にご提供していきたいと考えておりますが、何分にも人数的にも時間的にも限界があります。そこで、本教材を利用される各実務家教員におかれましては、是非ともご自身や所属事務所の取扱事件で模擬裁判に相応しい事件の記録等がございましたら、当分科会にご提供いただきますようお願い致します。また、他の教員等が新規に提供した事件記録を模擬裁判用に改変する作業についても積極的に参加、協力を頂ければと存じます。

てくるか。「司法制度を支える法曹の在り方の改革」には、多くの国民が注目している。

[別表]

法科大学院ホームページにおけるシラバス公開状況調査（2009年8月末調べ）

以下は、シラバスが公開されている法科大学院のリストである。備考に Web 上の所在を示すが、URLが複雑なものもあるため、基本的には各法科大学院TOPページからのルートを示してある。ただし、法科大学院単体としてではなく、大学としてシラバス・システムを作っているところもあるため、よりアクセスしやすいと思われる方を示してある。

区分	大学名	備 考
国立	北海道	法科大学院 TOP>開講科目
国立	東北	法科大学院 TOP>カリキュラム>シラバス
国立	筑波	法科大学院 TOP>教育内容 - 開講科目>授業科目の概要
国立	一橋	法科大学院大学 TOP>在学生の方へ>Web シラバス (ゲストログイン)>シラバス検索
国立	信州	法科大学院 TOP>講義・カリキュラム>開講科目・シラバス>各科目
国立	金沢	大学 TOP>在学生/卒業生/教職員-在学生>WEB 版シラバス
国立	神戸	大学 TOP (神戸大学大学院法学研究科・法学部) >在学生>法科大学院-平成 21 年度シラバス (講義要綱)
国立	岡山	法科大学院 TOP-学生生活>シラバス (別サイトにリンク)
国立	広島	法科大学院 TOP>教育内容>授業科目シラバス (科目群別)
国立	九州	法科大学院 TOP>教育内容・方法 カリキュラム-シラバス
国立	鹿児島	法科大学院 TOP>概要>シラバス (概要版)。
国立	琉球	大学 TOP>教育・研究>シラバス検索> (開講学部・学科で検索)
私立	白鷗	法科大学院 TOP>在学生の方へ>2009 履修案内 (未既修・入学年度・検索方法を選択)
私立	学習院	大学 TOP>在学生の方>シラバス>法科大学院
私立	國學院	大学 TOP>シラバス>法科大学院
私立	上智	法科大学院 TOP>カリキュラム>科目別担当教員一覧 (2009 年度授業シラバス)
私立	成蹊	法科大学院 TOP>在学生向け情報>シラバス> ****年度シラバス
私立	創価	TOP>在学生の皆様へ>講義要項 (シラバス) >WEB 講義要項
私立	東洋	東洋大学 Web 情報システム (一般でログイン) >学部・研究科別検索>法科大学院
私立	明治	大学 TOP>Oh-o!Meiji System (ゲストログイン)>授業名一覧で法科大学院を選択
私立	明治学院	大学 TOP>在学生の方>大学シラバス>法務職研究科
私立	立教	法科大学院 TOP>カリキュラム-シラバス・日課表>2009 年度法務研究科シラバス

私立	神奈川	法科大学院 TOP>講義内容-必修科目、コースなどをプルダウンで選択
私立	関東学院	法科大学院 TOP>専攻紹介-カリキュラム・シラバス
私立	桐蔭横浜	法科大学院 TOP>キャンパスライフ-シラバス。
私立	山梨学院	法科大学院 TOP>シラバス。
私立	龍谷	法科大学院 TOP>カリキュラム> シラバス・時間割 (>2009年度シラバスを検索>対象学部-法科大学院)
私立	京都産業	法科大学院 TOP>教育・カリキュラム>講義紹介 (担当教授ごとにシラバスあり)。※1年次必修科目のみ、他は後日掲載予定。
私立	同志社	法科大学院 TOP>シラバス (大学のシラバス・講義概要検索へ)
私立	立命館	大学 TOP>在学生の皆さまへ>学びのサポートツール-オンラインシラバス
私立	大阪学院	法科大学院 TOP>カリキュラム-シラバス>法科大学院 (講義要項)
私立	近畿	法科大学院 TOP>カリキュラム-開講科目一覧 (科目名をクリックするとシラバスが表示される)
私立	関西学院	法科大学院 TOP>教育内容-シラバス (講義内容)
私立	甲南	法科大学院 TOP>教育・カリキュラム>学年暦・シラバス・時間割>シラバス検索